

令和4年 No.32

○東京学芸大学教授会規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

機構・センターの再編による教授会の組織の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

機構・センターの再編による教授会の組織の見直しに伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理し、関係審議機関には報告事項とする。

東京学芸大学教授会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和4年5月18日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和4年規程第22号

東京学芸大学教授会規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教授会規程（平成16年規程第40号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教授会規程の一部改正について

改正理由：機構・センターの再編による教授会の組織の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 教授会は、当該学系（<u>教育実践創成講座</u>、<u>先端教育人材育成推進機構</u>、<u>教育インキュベーション推進機構及びセンター</u>は、総合教育科学系に含む。ただし、理科教員高度支援センターについては、自然科学系に含む。）に所属する<u>専任の教授</u>、<u>准教授</u>、<u>講師及び助教</u>（<u>先端教育人材育成推進機構及び教育インキュベーション推進機構の研究プロジェクト業務に従事する教員のうち、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）に基づき、任期を定めて雇用される教員を除く。</u>）で組織する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学院教育学研究科（この項において「研究科」という。）の担当でない者は、研究科に関する事項の議決に加わることができない。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和4年5月18日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 教授会は、当該学系（<u>教育実践創成講座及びセンター</u>は、総合教育科学系に含む。ただし、理科教員高度支援センターについては、自然科学系に含む。）に所属する教授、准教授、講師及び助教で組織する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学院教育学研究科（この項において「研究科」という。）の担当でない者は、研究科に関する事項の議決に加わることができない。</p> <p>[省略]</p>